定例会提出予定案件資料

		ページ
1	令和 6 (2024)年度補正予算概要	1
2	函館市国民健康保险条例の一部を改正する条例の骨子	$2\sim2.1$

1 令和6(2024)年度補正予算概要

一般会計

[歳 出]

総務費 (単位:千円)

科目	補正額	説明		特定財源
市民生活推進費	2, 500	補助金増 レクリエーション等設備 整備費補助金	2, 500 2, 500	(その他) コミュニティ 事業助成金 2,500

2 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い基礎賦課総額の算定基礎に関する規定等を整備し、および国民健康保険法の一部改正に伴う規定の整備等をするため

(2) 改正内容

ア 基礎賦課総額の算定基礎に関する規定等の整備(第8条,第10条,第11条,第13条,第13条の2,第13条の3,第13条の5,第13条の5の2,第13条の6,第13条の6の2,第13条の6の3,第13条の6の4,第13条の6の5,第13条の6の6,第13条の6の7,第13条の6の8,第13条の6の9,第13条の6の10,第14条,第19条,第19条の3,第19条の4)

基礎賦課総額の算定基礎に関する規定等において、退職者医療制度が廃止され、一般被保険者と退職被保険者等の区分がなくなることに伴い、一般被保険者を被保険者に改めるため規定を整備するとともに、不要となる退職被保険者等に係る基礎賦課額に関する規定等を削除する。

イ 国民健康保険法の一部改正に伴う規定の整備(第8条,第13条の7) 基礎賦課総額の算定基礎に関する規定等において,附則第22条を附則第7条 に改める。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

(4) 適用区分

改正後の函館市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

函館市国民健康保険条例 新旧対照表

現 行 改正案

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

- 第8条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法 附則第7条第1項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。)以外の被 保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額 (第19条,第19条の3または第19条の4の規定 により基礎賦課額を減額するものとした場合に あつては、その減額することとなる額を含む。) の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、 第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる 額の見込額を控除した額を基準として算定した 額とする。
 - (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 療養の給付に要する費用 (一般被保険者 に係るものに限る。) の額から当該給付に 係る一部負担金に相当する額を控除した額 ならびに入院時食事療養費,入院時生活療 養費,保険外併用療養費,療養費,訪問看 護療養費,特別療養費,移送費,高額療養 費および高額介護合算療養費の支給に要す る費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額の合算額
 - イ 国民健康保険事業費納付金(法<u>附</u>則第22 <u>条</u>の規定により読み替えられた法第75条の 7第1項の国民健康保険事業費納付金をい う。以下同じ。)の納付に要する費用(<u>北</u> 海道が行う国民健康保険の一般被保険者に 係るものに限り, 北海道の国民健康保険に 関する特別会計において負担する高齢者医 療確保法の規定による後期高齢者支援金等 (以下「後期高齢者支援金等」という。) および高齢者医療確保法の規定による病床 転換支援金等(以下「病床転換支援金等」 という。)ならびに介護保険法(平成9年

(基礎賦課総額)

- 第8条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第19条,第19条の3または第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費,入院時生活療養費,保険外併用療養費,療養費,訪問看護療養費,特別療養費,移送費,高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
 - イ 国民健康保険事業費納付金(法<u>附則第7</u> <u>条</u>の規定により読み替えられた法第75条の 7第1項の国民健康保険事業費納付金をい う。以下同じ。)の納付に要する費用(北 海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者 支援金等」という。)および高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下 「病床転換支援金等」という。)ならびに 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定 による納付金(以下「介護納付金」という。)

法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ~オ (略)

- カ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用 を除く。)の額(退職被保険者等に係る療 養の給付に要する費用の額から当該給付に 係る一部負担金に相当する額を控除した額 ならびに入院時食事療養費, 入院時生活療 養費,保険外併用療養費,療養費,訪問看 護療養費,特別療養費,移送費,高額療養 費および高額介護合算療養費の支給に要す る費用の額ならびに北海道が行う国民健康 保険の一般被保険者に係る国民健康保険事 業費納付金の納付に要する費用(北海道の 国民健康保険に関する特別会計において負 担する後期高齢者支援金等および病床転換 支援金等ならびに介護納付金の納付に要す る費用に充てる部分に限る。) および退職 被保険者等に係る国民健康保険事業費納付 金の納付に要する費用の額を除く。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略)
 - イ 法<u>附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
 - ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険 給付費等交付金<u>(エにおいて「国民健康保</u> 険保険給付費等交付金」という。) (退職

の納付に要する費用に充てる部分を除く。) の額

ウ~オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用 を除く。)の額(国民健康保険事業費納付 金の納付に要する費用(北海道の国民健康 保険に関する特別会計において負担する後 期高齢者支援金等および病床転換支援金等 ならびに介護納付金の納付に要する費用に 充てる部分に限る。)を除く。)

(2) (略)

ア (略)

- イ 法<u>附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
- ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険 給付費等交付金の額

被保険者等の療養の給付等に要する費用 (法附則第22条の規定により読み替えられ た法第70条第1項に規定する療養の給付等 に要する費用をいう。以下同じ。) に係る ものを除く。) の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用 を除く。)のための収入(<u>法附則第9条第</u> 1項の規定により読み替えられた法第72条 の3第1項,第72条の3の2第1項および 第72条の3の3第1項の規定による繰入金 ならびに国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する 費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第10条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額は、その世帯に属する<u>一般被保険者にのき</u>算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額ならびに当該世帯につき算定した世帯別平等割額<u>(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</u>

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の 算定)

第11条 前条の所得割額は, 一般被保険者に係る 賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税 法第314条の2第1項に規定する総所得金額お よび山林所得金額ならびに他の所得と区分して 計算される所得の金額(同法附則第33条の2第 5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の 金額(同法附則第35条の2の6第8項または第 11項の規定の適用がある場合には,その適用後 の金額),同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額,同法附則第 34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租 エ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用 を除く。)のための収入(法第72条の3第 1項,第72条の3の2第1項および第72条 の3の3第1項の規定による繰入金を除 く。)の額

(基礎賦課額)

第10条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、その世帯に属する<u>被保険者につき</u>算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額ならびに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特

税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4 第 1 項もしくは第 2 項、第34条第 1 項、第34 条の2第1項, 第34条の3第1項, 第35条第1 項,第35条の2第1項,第35条の3第1項また は第36条の規定の適用がある場合には、これら の規定の適用により同法第31条第1項に規定す る長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除 した金額),地方税法附則第35条第5項に規定 する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33 条の4第1項もしくは第2項,第34条第1項, 第34条の2第1項, 第34条の3第1項, 第35条 第1項または第36条の規定の適用がある場合に は、これらの規定の適用により同法第32条第1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する 金額を控除した金額),地方税法附則第35条の 2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得 等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額),同 法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株 式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条 の2の6第11項または第35条の3第13項もしく は第15項の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額),同法附則第35条の4第4項に規 定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附 則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額),外国居住者等所 得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得 相互免除法第12条第5項および第16条第2項に おいて準用する場合を含む。) に規定する特例 適用利子等の額,外国居住者等所得相互免除法 第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第 12条第6項および第16条第3項において準用す る場合を含む。) に規定する特例適用配当等の 額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等の額および同条第 12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以 下この条において同じ。) の合計額から地方税 法第314条の2第2項の規定による控除をした 後の総所得金額および山林所得金額ならびに他

別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第 1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の 2第1項, 第34条の3第1項, 第35条第1項, 第35条の2第1項,第35条の3第1項または第 36条の規定の適用がある場合には、これらの規 定の適用により同法第31条第1項に規定する長 期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した 金額),地方税法附則第35条第5項に規定する 短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の 4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34 条の2第1項, 第34条の3第1項, 第35条第1 項または第36条の規定の適用がある場合には、 これらの規定の適用により同法第32条第1項に 規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額 を控除した金額),地方税法附則第35条の2第 5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の 金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用 がある場合には、その適用後の金額),同法附 則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2 の6第11項または第35条の3第13項もしくは第 15項の規定の適用がある場合には、その適用後 の金額),同法附則第35条の4第4項に規定す る先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35条の4の2第7項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額),外国居住者等所得相 互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互 免除法第12条第5項および第16条第2項におい て準用する場合を含む。) に規定する特例適用 利子等の額,外国居住者等所得相互免除法第8 条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条 第6項および第16条第3項において準用する場 合を含む。) に規定する特例適用配当等の額, 租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額および同条第12項 に規定する条約適用配当等の額をいう。以下こ の条において同じ。) の合計額から地方税法第 314条の2第2項の規定による控除をした後の 総所得金額および山林所得金額ならびに他の所 の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に,第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

- 第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額 の100分の46に相当する額を基礎控除後の総 所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の 7第2項第4号ただし書に規定する場合にあ つては,国民健康保険法施行規則(昭和33年 厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法 により補正された後の金額とする。)の総額 で除して得た数
 - (2) 被保険者均等割 <u>一般被保険者に係る</u>基礎 賦課総額の100分の34に相当する額を当該年 度の前年度およびその直前の2箇年度の各年 度における<u>一般被保険者の</u>数等を勘案して算 定した数で除して得た額
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イまたはウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間に

得と区分して計算される所得の金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に,第13条の所得割の保険料率を乗じて算定す る。

2 (略)

(基礎賦課額の保険料率)

- 第13条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 基礎賦課総額の100分の46に相当 する額を基礎控除後の総所得金額等(国民健 康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただ し書に規定する場合にあつては,国民健康保 険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第 32条の9に規定する方法により補正された後 の金額とする。)の総額で除して得た数
 - (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の 34に相当する額を当該年度の前年度およびそ の直前の2箇年度の各年度における<u>被保険者</u> の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) (略)

 あるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第13条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者 等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職 被保険者等につき算定した所得割額および被保 険者均等割額の合算額の総額ならびに当該世帯 につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職 被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属 する場合にあつては、所得割額および被保険者 均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額 の算定)

第13条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等 に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の 所得割の保険料率を乗じて算定する。

第13条の4 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者 均等割額の算定)

第13条の5 第13条の2の被保険者均等割額は、 第13条の規定により算定した額と同額とする。 保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2 (略)

第13条の2から第13条の5の2まで 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平 等割額の算定)

- 第13条の5の2 第13条の2の世帯別平等割額 は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該 各号に定める額とする。
 - (1) 次号または第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条第1項第3号アに定めるところによ り算定した額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者(法附則第6条第1項に規定す る退職被保険者をいう。次号および第13条の 6の9において同じ。)の属する世帯であつ て特定月以後5年を経過する月までの間にあ るもの(当該世帯に他の被保険者がいない場 合に限る。) 第13条第1項第3号イに定め るところにより算定した額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者の属する世帯であつて特定月以 後5年を経過する月の翌月から特定月以後8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世 帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第 13条第1項第3号ウに定めるところにより算 定した額

(基礎賦課限度額)

第13条の6 第10条<u>または第13条の2</u>の基礎賦課 額<u>(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世</u> 帯に属する場合には,第10条の基礎賦課額と第 13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14 条第2項,第18条および第19条第1項において 同じ。)</u>は,65万円を超えることができない。

<u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課</u> 総額)

第13条の6の2 保険料の賦課額のうち<u>一般被保</u> <u>険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額(第19条, 第19条の3または第19条の4の規定により後期 高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場

(基礎賦課限度額)

第13条の6 第10条の基礎賦課額は,65万円を超 えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第13条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢 者支援金等賦課額(第19条,第19条の3または 第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦 課額を減額するものとした場合にあつては、そ 合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法<u>附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) および同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要す る費用に限る。)のための収入(<u>法附則第</u> <u>9条第1項の規定により読み替えられた</u>法 第72条の3第1項,第72条の3の2第1項 および第72条の3の3第1項の規定による 繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 額)

第13条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢 者支援金等賦課額は、その世帯に属する一般被 保険者につき算定した所得割額および被保険者 均等割額の合算額の総額ならびに当該世帯につ き算定した世帯別平等割額 (一般被保険者と退 職被保険者等とが同一の世帯に属する場合に は、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみ なして算定した世帯別平等割額)の合計額とす の減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) (略)

- ア 法<u>附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) および同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額
- イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要す る費用に限る。)のための収入(法第72条 の3第1項,第72条の3の2第1項および 第72条の3の3第1項の規定による繰入金 を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第13条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢 者支援金等賦課額は、その世帯に属する<u>被保険</u> 者につき算定した所得割額および被保険者均等 割額の合算額の総額ならびに当該世帯につき算 定した世帯別平等割額の合計額とする。 る。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 額の所得割額の算定)

第13条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険 者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係 る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割 の保険料率を乗じて算定する。

<u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課</u>額の保険料率)

- 第13条の6の5 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者 支援金等賦課額の保険料率は,次のとおりとす る。
 - (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100分の46に相当する額を一般被保険者に係 る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険 法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に 規定する場合にあつては,国民健康保険法施 行規則第32条の9の2に規定する方法の例に より補正された後の金額とする。)の総額で 除して得た数
 - (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課 総額の100分の34に相当する額を当該年度の 前年度およびその直前の2箇年度の各年度に おける一般被保険者の数等を勘案して算定し た数で除して得た額
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イまたはウに掲げる世帯以外の世帯 <u>一</u> <u>般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課 総額の100分の20に相当する額を当該年度 の前年度およびその直前の2箇年度の各年 度における<u>一般被保険者が</u>属する世帯の数 等を勘案して算定した数から特定世帯の数 に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯 の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算 定)

第13条の6の4 前条の所得割額は、<u>被保険者</u>に 係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基 礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保 険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

- 第13条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保 険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100分の46に相当する額を被保険者に係る基 礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施 行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定 する場合にあつては,国民健康保険法施行規 則第32条の9の2に規定する方法の例により 補正された後の金額とする。)の総額で除し て得た数
 - (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課 総額の100分の34に相当する額を当該年度の 前年度およびその直前の2箇年度の各年度に おける<u>被保険者</u>の数等を勘案して算定した数 で除して得た額
 - (3) (略)
 - ア イまたはウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た

控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2 (略)

<u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦</u> 課額)

第13条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保 険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、そ の世帯に属する退職被保険者等につき算定した 所得割額および被保険者均等割額の合算額の総 額ならびに当該世帯につき算定した世帯別平等 割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者 とが同一の世帯に属する場合には、所得割額お よび被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦 課額の所得割額の算定)

第13条の6の7 前条の所得割額は、退職被保険 者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13 条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定す る。

<u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦</u> 課額の被保険者均等割額の算定)

第13条の6の8 第13条の6の6の被保険者均等 割額は、第13条の6の5の規定により算定した 額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦 課額の世帯別平等割額の算定)

- 第13条の6の9 第13条の6の6の世帯別平等割 額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当 該各号に定める額とする。
 - (1) 次号または第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条の6の5第1項第3号アに定めるとこ ろにより算定した額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する

額

イ・ウ (略)

2 (略)

第13条の6の6から第13条の6の9まで 削除

退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)第13条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者の属する世帯であつて特定月以 後5年を経過する月の翌月から特定月以後8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世 帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第 13条の6の5第1項第3号ウに定めるところ により算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第13条の6の10 第13条の6の3<u>または第13条の6の6</u>の後期高齢者支援金等賦課額<u>(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には</u>,第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条第2項,第18条および第19条第2項の規定により読み替えられた同条第1項において同じ。)は、24万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条または第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) (略)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法<u>附則第22条</u>の規定により読み替えられ た法第75条の規定により交付を受ける補助 金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第13条の6の10 第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は,24万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第13条の7 (略)

- (1) (略)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 法<u>附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要

する費用に係るものに限る。) および同条 の規定により貸し付けられる貸付金(国民 健康保険事業費納付金の納付に要する費用 に係るものに限る。) の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要す る費用に限る。)のための収入(<u>法附則第</u> <u>9条第1項の規定により読み替えられた</u>法 第72条の3第1項および第72条の3の3第 1項の規定による繰入金を除く。)の額

(端数計算)

第14条 (略)

2 第10条<u>もしくは第13条の2</u>の基礎賦課額,第 13条の6の3<u>もしくは第13条の6の6</u>の後期高 齢者支援金等賦課額または第13条の8の介護納 付金賦課額に10円未満の端数があるときは,そ の端数を切り捨てる。

3 • 4 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生,消滅または被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生 し、または1世帯に属する被保険者数が増加も しくは減少し、もしくは1世帯に属する被保険 者が介護納付金賦課被保険者となつたもしくは 介護納付金賦課被保険者でなくなつた、もしく は国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項 に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対 象被保険者等」という。) となつたもしくは特 例対象被保険者等でなくなつた場合における当 該納付義務者に係る第10条もしくは第13条の2 の基礎賦課額,第13条の6の3<u>もしくは第13条</u> の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(被保険 者数が増加または減少した場合(特定同一世帯 所属者に該当することにより被保険者数が減少 した場合を除く。) における当該納付義務者に 係る世帯別平等割額を除く。)もしくは第13条 する費用に係るものに限る。) および同条 の規定により貸し付けられる貸付金(国民 健康保険事業費納付金の納付に要する費用 に係るものに限る。) の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要す る費用に限る。)のための収入(法第72条 の3第1項および第72条の3の3第1項の 規定による繰入金を除く。)の額

(端数計算)

第14条 (略)

2 第10条の基礎賦課額,第13条の6の3の後期 高齢者支援金等賦課額または第13条の8の介護 納付金賦課額に10円未満の端数があるときは, その端数を切り捨てる。

3 • 4 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生,消滅または被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生 し、または1世帯に属する被保険者数が増加も しくは減少し、もしくは1世帯に属する被保険 者が介護納付金賦課被保険者となつたもしくは 介護納付金賦課被保険者でなくなつた、もしく は国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項 に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対 象被保険者等」という。)となつた場合におけ る当該納付義務者に係る第10条の基礎賦課額, 第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額 (被保険者数が増加もしくは減少した場合(特 定同一世帯所属者に該当することにより被保険 者数が減少した場合を除く。)または特例対象 被保険者等となつた場合における当該納付義務 者に係る世帯別平等割額を除く。) もしくは第 13条の8の介護納付金賦課額または次条第1項

の8の介護納付金賦課額または次条第1項各号 (同条第2項または第3項の規定により読み替 えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額,第19条の3第1項(同条第2項の 規定により読み替えて準用する場合を含む。次 項において同じ。)に定める第13条第1項もし くは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割 の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た 額,第19条の3第3項第1号(同条第4項の規 定により読み替えて準用する場合を含む。次項 において同じ。)に定める額,第19条の4第1 項各号(同条第2項または第3項の規定により 読み替えて準用する場合を含む。次項において 同じ。) に定める額もしくは同条第4項各号(同 条第5項または第6項の規定により読み替えて 準用する場合を含む。次項において同じ。) に 定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が 発生した日または1世帯に属する被保険者数が 増加もしくは減少した日(法第6条第1号から 第8号までの規定のいずれかに該当したことに より被保険者数が減少した場合においては, そ の減少した日が月の初日であるときに限り、そ の前日とする。) もしくは1世帯に属する被保 険者が介護納付金賦課被保険者となつたもしく は介護納付金賦課被保険者でなくなつた目もし くは特例対象被保険者等となつたもしくは特例 対象被保険者等でなくなつた日の属する月か ら, 月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条<u>もしくは第13条の2</u>の基礎賦課額,第13条の6の3<u>もしくは第13条の6の6</u>の後期高齢者支援金等賦課額もしくは第13条の8の介護納付金賦課額または次条第1項各号に定める額,第19条の3第1項に定める第13条第1項<u>もしくは第13条の5</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額,第19条の3第3項第1号に定める額,第19条の4第1項各号に定める額もしくは同条第4項各号に定める額

各号(同条第2項または第3項の規定により読 み替えて準用する場合を含む。次項において同 じ。) に定める額,第19条の3第1項(同条第 2項の規定により読み替えて準用する場合を含 む。次項において同じ。) に定める第13条第1 項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に それぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3 第3項第1号(同条第4項の規定により読み替 えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額,第19条の4第1項各号(同条第2 項または第3項の規定により読み替えて準用す る場合を含む。次項において同じ。) に定める 額もしくは同条第4項各号(同条第5項または 第6項の規定により読み替えて準用する場合を 含む。次項において同じ。) に定める額の算定 は、それぞれ、その納付義務が発生した日また は1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減 少した日(法第6条第1号から第8号までの規 定のいずれかに該当したことにより被保険者数 が減少した場合においては、その減少した目が 月の初日であるときに限り、その前日とする。) もしくは1世帯に属する被保険者が介護納付金 賦課被保険者となつたもしくは介護納付金賦課 被保険者でなくなつた日もしくは特例対象被保 険者等となつた日の属する月から, 月割をもつ て行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条の基礎賦課額,第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額もしくは第13条の8の介護納付金賦課額または次条第1項各号に定める額,第19条の3第1項に定める第13条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額,第19条の3第3項第1号に定める額,第19条の4第1項各号に定める額もしくは同条第4項各号に定める額の算定は,その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8

の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

- 第19条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は,第10条<u>または第13条の2</u>の基礎賦課額から,それぞれ,当該各号に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には,65万円)とする。
 - (1) 世帯主, 当該年度の賦課期日(賦課期日後 に保険料の納付義務が発生した場合には, そ の発生した日とする。) 現在においてその世 帯に属する被保険者および特定同一世帯所属 者につき算定した地方税法第314条の2第1 項に規定する総所得金額(青色専従者給与額 または事業専従者控除額については、同法第 313条第3項,第4項または第5項の規定を適 用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第 57条第1項, 第3項または第4項の規定の例 によらないものとし、山林所得金額ならびに 他の所得と区分して計算される所得の金額の 算定についても同様とする。以下同じ。)お よび山林所得金額ならびに他の所得と区分し て計算される所得の金額の合算額が, 地方税 法第314条の2第2項第1号に定める金額(世 帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保 険者および特定同一世帯所属者(次号および 第3号において「世帯主等」という。) のう ち給与所得を有する者(前年中に同条第1項 に規定する総所得金額に係る所得税法第28条 第1項に規定する給与所得について同条第3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた 者(同条第1項に規定する給与等の収入金額 が55万円を超える者に限る。)をいう。以下

号までの規定のいずれかに該当したことにより 納付義務が消滅した場合においては、その消滅 した日が月の初日であるときに限り、その前日 とする。)の属する月の前月まで、月割をもつ て行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は,第10条の基礎賦課額から,それぞれ,当該各号に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には,65万円)とする。

(1) (略)

この号において同じ。) の数および公的年金 等に係る所得を有する者(前年中に地方税法 第314条の2第1項に規定する総所得金額に 係る所得税法第35条第3項に規定する公的年 金等に係る所得について同条第4項に規定す る公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収 入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳 以上の者にあつては当該公的年金等の収入金 額が110万円を超える者に限る。)をいい、給 与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次 号および第3号において「給与所得者等の数」 という。)が2以上の場合にあつては、地方 税法第314条の2第2項第1号に定める金額 に当該給与所得者等の数から1を減じた数に 10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超 えない世帯に係る保険料の納付義務者は,ア に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のう ち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等 割額の算定の対象とされるものの数を乗じて 得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等 割額に10分の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割 額に10分の7を乗じて得た額

(2) • (3) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条<u>または第13条の2</u>」とあるのは「第13条の6の3<u>または第13条の6の6</u>」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条<u>または第13条の2</u>」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(2) • (3) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の 減額について準用する。この場合において、同 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支 援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第 13条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24 万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第1項または第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする(第3項に規定する場合を除く。)。
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の 減額について準用する。この場合において、同 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支 援金等賦課額」と、「第13条第1項<u>または第13</u> 条の5」とあるのは「第13条の6の5第1項<u>ま</u> たは第13条の6の8」と、「第3項」とあるの は「第4項において準用する第3項」と読み替 えるものとする。
- 3 当該年度において,第19条第1項に規定する 基準に従い保険料を減額するものとした納付義 務者の世帯に未就学児がある場合における当該 未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保 険者均等割額は,第1号に掲げる額から第2号 に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第13条第1項<u>または第13条の5</u>の基礎賦課 額の被保険者均等割の保険料率から,当該保 険料率に第19条第1項各号に規定する場合に 応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗 じて得た額を控除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を 乗じて得た額
- 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の 減額について準用する。この場合において、同 項各号列記以外の部分中「第19条第1項」とあ るのは「第19条第2項において準用する同条第 1項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高 齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第13

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする(第3項に規定する場合を除く。)。
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の 減額について準用する。この場合において、同 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支 援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるの は「第13条の6の5第1項」と、「第3項」と あるのは「第4項において準用する第3項」と 読み替えるものとする。
- 3 (略)

- (1) 第13条第1項の基礎賦課額の被保険者均等 割の保険料率から、当該保険料率に第19条第 1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同 項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除 して得た額
- (2) (略)
- 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の 減額について準用する。この場合において、同 項各号列記以外の部分中「第19条第1項」とあ るのは「第19条第2項において準用する同条第 1項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高 齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第13

条第1項<u>または第13条の5</u>の基礎賦課額」とあるのは「第13条の6の5第1項<u>または第13条の6の8</u>の後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第19条の4 当該年度において,世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額課額は,第10条または第13条の2の基礎賦課額から,次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には,65万円)とする(第4項に規定する場合を除く。)。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所 得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割 の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じ て得た額に,当該出産被保険者の出産の予定 日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2 で定める場合には,出産の日。第24条の3第 1項第3号および第2項第1号において同 じ。)の属する月(以下この号において「出 産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場 合には,3月前)から出産予定月の翌々月ま での期間(以下「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に,当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の 減額について準用する。この場合において、同 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支 援金等賦課額」と、「第10条<u>または第13条の2</u>」 とあるのは「第13条の6の3または第13条の6

条第1項の基礎賦課額」とあるのは「第13条の 6の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額」と、 「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第2 項において準用する同条第1項各号」と読み替 えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において,世帯に出産被保 険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項 第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同 じ。)がある場合における当該世帯の納付義務 者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦 課額は,第10条の基礎賦課額から,次に掲げる 額の合算額を減額して得た額(当該減額して得 た額が65万円を超える場合には,65万円)とす る(第4項に規定する場合を除く。)。

(1) (略)

(2) (略)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の 減額について準用する。この場合において、同 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支 援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第 13条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24

- <u>の6</u>」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、「第4項」とあるのは「第5項において準用する第4項」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条<u>または第13条の2</u>」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において,第19条第1項に規定する 基準に従い保険料を減額するものとした納付義 務者の世帯に出産被保険者がある場合における 当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の 賦課額のうち基礎賦課額は,当該減額後の第10 条<u>または第13条の2</u>の基礎賦課額から,次に掲 げる額の合算額を減額して得た額(当該減額し て得た額が65万円を超える場合には,65万円) とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所 得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割 の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じ て得た額に,当該出産被保険者の産前産後期 間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た 額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から,当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に,当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の

万円」と、「第4項」とあるのは「第5項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において,第19条第1項に規定する 基準に従い保険料を減額するものとした納付義 務者の世帯に出産被保険者がある場合における 当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の 賦課額のうち基礎賦課額は,当該減額後の第10 条の基礎賦課額から,次に掲げる額の合算額を 減額して得た額(当該減額して得た額が65万円 を超える場合には,65万円)とする。
 - (1) (略)

(2) (略)

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の

減額について準用する。この場合において,同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と,「第10条<u>または第13条の2</u>」とあるのは「第13条の6の3<u>または第13条の6の6</u>」と,「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。

減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と,「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。